

[事案 2024-206] 入院給付金支払等請求

・令和7年4月7日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金の一部が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年2月、頸椎管狭窄症等により40日間入院したため、令和元年8月に契約した組立型保険および平成28年7月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に、一部の入院期間の給付金が支払われなかった。しかし、他社では40日間の入院が認定され給付金が支払われたことから、入院給付金を全額支払ってほしい。それが認められないのであれば、既払込保険料を返金してほしい。

<保険会社の主張>

入院中の症状、治療状況および3月上旬に私用外出があった事実から、以降の入院は約款に定める入院には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。